

物価高騰対策給付金

(令和6年度こども加算)のご案内

本給付金は、物価高騰による影響を特に受ける低所得世帯のうち、世帯人数が多い子育て世帯への支援として、国の「重点支援地方交付金」を活用し、支給するものです。

給付金の支給額

18歳以下の児童1人あたり2万円 ※児童1人に対し1回限り

支給対象世帯

令和6年12月13日時点において大鹿村に住民登録があり、物価高騰対策給付金(令和6年度非課税給付)(以下、「非課税給付金」という。)を受給した世帯のうち、同一世帯内に18歳以下(平成18年4月2日以降生まれ)の児童がいる世帯

※ 18歳以下の児童が世帯主の場合は対象外です。

※ 令和6年12月14日以降に出生した新生児や、別世帯に扶養している18歳以下の児童がいる場合も、申請をすることで受給できる可能性があります。

給付金の支給手続き

原則、手続きは必要ありません。

非課税給付金を受給した世帯の情報(令和6年12月13日時点の世帯構成、支給口座等)を使用し、対象となる児童がいる世帯に対し、順次給付のお知らせを送付いたします。

振込時期は、非課税給付金の振込日から約1ヶ月後となります。

※ ただし、以下の児童に対する給付金を受給する場合は、**申請が必要**です。

・令和6年12月14日以降に出生した新生児

・別世帯だが、扶養している18歳以下の児童

申請についての詳細は裏面をご確認ください。

申請について 令和6年12月14日以降に出生した新生児等の場合

※村からは通知しませんので、申請が必要か不明である場合は、お問い合わせください。

【下記の児童に対する給付金を受給する場合は、申請が必要です。】

- ・令和6年12月14日以降に出生した新生児
- ・別世帯だが、扶養している18歳以下の児童

申請手続き

- ・下記にお問い合わせください。申請書を郵送いたします。
- ・申請書に必要事項を記入し、添付書類（本人確認書類等の写し）と一緒に、窓口又は郵送で申請してください。

申請期限

令和7年8月31日（日）まで ※当日消印有効

お問い合わせ先

大鹿村役場保健福祉課福祉係 ☎0265-48-5701（直通）大鹿村大河原354番地
受付時間 平日8:30～17:15

ご記入にあたり不明なことがあれば、お問い合わせください。

!!給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などを語る不審な電話や郵便があった場合は、お住いの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話

（#9910）にご連絡ください。